

平成20年3月21日

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（食品安全）

厚生労働大臣 あて

衆議院議長

参議院議長

磐田市議会議長 河島直明

輸入食品及び農産物の安全対策及び検査体制の抜本的見直しを求める意見書

中国製の冷凍餃子による中毒事件は、これまでに体調不良を訴えた人が38都道府県で500人を超え、輸入食品を原因とした未曾有の事件となり、消費者の不安が増大している。

この事件の背景には、食料の61%を輸入に依存している日本の検疫体制や食品安全体制の脆弱さがあり、国の責任は重大である。

問題の製品は検疫所で残留農薬検査を受けていないものである。これは、国民の強い要求によって、2006年以降、輸入冷凍加工食品についても残留農薬検査対象になったにもかかわらず、厚生労働省は「加工食品はいくつもの原材料を使っているために、汚染の特定と基準の設定が難しい」という理由で検査対象から除外しているため、膨大な量の冷凍加工食品が野放しにされていることに起因するものである。検査をしていれば、汚染材料の特定は難しいとしても、残留農薬は検出できたはずである。年間200万件近い食品輸入の届け出（2007年度）のうち、残留農薬の検査は2万6,000件余りにとどまり、一部の抽出検査であるため、検査は輸入食品の3～10%、全国30カ所にある検疫所の食品安全監視員はわずか334人にすぎない。

多くの国民が不安を募らせ、真相の解明を求め、事件の全容が公表されることを求めている。

よって、国におかれでは、輸入食品及び農産物の安全対策及び検査体制を抜本的に見直し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 輸入食品及び農産物の検査体制を強化すること。
- 2 輸入業者及び販売業者に対する指導監督を強化すること。
- 3 加工冷凍食品の表示を改善すること。
- 4 国内での加工食品及び農産物の生産拡大並びに食料自給率を向上させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。